

## 令和5年第11回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年11月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第11回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員17名】

|           |              |           |
|-----------|--------------|-----------|
| 1番 徳田 純子  | 2番 森部 清治     | 3番 井上 ながえ |
| 4番 末石 誠   | 5番 武井 正道（欠席） | 6番 小島 與志博 |
| 7番 椿 賢二   | 8番 吉松 繁（欠席）  | 9番 窪山 登   |
| 10番 長野 克巳 | 11番 鳥巢 良彦    | 12番 田中 睦美 |
| 13番 中嶋 文和 | 14番 坂田 稔     | 15番 永井 健一 |
| 16番 畑 和徳  | 17番 手嶋 和彦    | 18番 林 新吾  |
| 19番 樋口 博幸 |              |           |

#### 【農地利用最適化推進委員6名】

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 20番 井手 信一 | 21番 内田 光徳 | 30番 星野 隆治 |
| 32番 大隅 高博 | 36番 重光 清士 | 37番 上野 智実 |

（※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員）

### 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法の転用に係る届出（200㎡未満の農業用施設）について
- ・報告第 3号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 6号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 日野 清宝 |
| 事務吏員 | 渡辺 晃  |
| 事務吏員 | 川波 貴敬 |
| 事務吏員 | 岩切 範宏 |

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 家 守 有里彩

( 開会 14:00 )

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和5年第11回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前  
にご連絡いたします。

5番武井正道委員、8番吉松繁委員から欠席の連絡があつていますので、よろしくお願い致します。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員17名農地  
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）6名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に2番森部委員、3番井上委員を指名いたします。よろしくお願い致します。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約  
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

3ページまで16件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から16番までを一括とし、質問や意見のある  
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

4ページをお開きください。次に、報告第2号「農地法の転用に係る届出（200㎡未満の  
農業用施設）について」、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。

議 長 報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議 長 17番手嶋委員。

17番 （手嶋委員）報告番号1番について説明いたします。転用者、申請土地については記載のと  
おりです。転用の目的及び転用の理由 転用の目的は、農業用倉庫。転用の理由としまして  
宅地の一部を店舗とする計画のため、同じ宅地にある農業用倉庫を移設するものです。  
参考事項としましては、農業用倉庫 1棟 92.00㎡です。用途区分は、農用地区域内  
です。よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、報告第2号は終わります。

5 ページをお開き下さい。報告第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可取消願について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

（渡辺）議案朗読をもって説明。続けて報告内容の説明を行います。願出人、申請土地及び契約の種類及び許可年月日については記載のとおりです。許可取消の理由ですが、申請土地については、令和 4 年 1 2 月の定例会で、契約の種類売買で許可されておりました。譲受人は新規就農であり、夫婦で行う計画でした。譲受人の妻が体調を崩し、夫婦で農業をすることができなくなったため、また譲受人が一人で農業をすることが難しいため今回取消願が提出されております。以上です。

議 長

事務局の説明は終わりました。報告番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、報告第 3 号は終わります。

6 ページをお開き下さい。次に議案第 1 号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

（渡辺）議案朗読をもって説明

議 長

事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課（家守）挙手

議 長

農業振興課。

農業振興課 （家守）詳細について説明

利用権設定届出件数は 4 6 9 件、設定面積 1 8 3 ヘクタールです。設定筆数は、1, 1 6 1 筆です。次のページに移ります。地区ごとの設定面積の内訳は、今回の新規分 4 8 h a と更新分が 1 3 4 h a になっています。続いて次のページをご覧ください。期間別の明細表になっています。今回もっとも設定が多かった設定期間が、5 年間、次に多かったのが 1 0 年間となっています。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長  
全委員

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、議案第 1 号は承認とし、市長へ通知いたします。

議 長

9 ページをお開きください。次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号 1 番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

（岩切）議案朗読をもって説明。審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 1 番について、担当地区委員の 1 9 番樋口委員、2 3 番篠原委員を指名いたします。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、審議番号 1 番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、議案第 2 号は可決されました。

10 ページをお開きください。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。  
事務局の説明を求めます。  
事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 (渡辺) 朗読をもって説明。16 ページまで 18 件ございます。  
ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。17 番手嶋委員。  
17 番挙手  
議 長 17 番手嶋委員。  
17 番 (手嶋委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は離農ということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。  
議 長 審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。  
次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。21 番内田推進委員。  
21 番挙手  
議 長 21 番内田委員。  
21 番 (内田委員) 審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、記載のとおりです。申請地は譲受人が耕作する農地に隣接しており、規模拡大を図るうえで、好都合ということであります。譲渡人は高齢であるため、自分の代で農地を処分したい意向があります。そのため売買ということになっています。譲受人は農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は許可といたします。  
次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。14 番坂田委員。  
14 番挙手  
議 長 14 番坂田委員。  
14 番 (坂田委員) 審議番号 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は、相手方の要望です。譲渡人は高齢のためということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。  
9番 (窪山委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。理由として、譲受人は、相手方の要望です。譲渡人は、相続したが農家でないためと聞いております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。  
9番 (窪山委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由、譲受人は相手方の要望。譲渡人は相続したが農家ではないためです。審議番号4番と同じ人物であり、問題ないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。  
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。

7番挙手

議 長 7番椿委員。  
7番 (椿委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。理由としまして譲受人は相手方の要望。譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。  
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。

7番挙手

議 長 7番椿委員。

- 7 番 (椿委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買です。理由ですが譲受人は新規就農。譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。この件は新規就農ということで、面談の方を行いました。譲受人は志免の方で、空き家バンクの申し入れもあり、現地は平地ではありますが、森林のような感じになっており、建物も100年近くたっています。面談時に、本人はやる気はありますが、現地を見た感じ、大木がありますので、農業するにあたっては、業者とか入れて樹木伐採に早めにするようにということで、計画では、3年目に作物を作られる、ブルーベリー、キウイを作られるということで、よければ3年後に出荷したいとのことでしたが、現時点で、業者とか入れてでも、できれば1日も早く伐採をして欲しいと面談時に話をしています。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
事務局の説明は終わりました。  
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
6 番 挙手
- 議 長 小島委員。  
6 番 (小島委員) 通農 通われるのですか。  
7 番 (椿委員) 家の方が、100年もたっており、雨漏りもひどいので、とにかくリフォームをしなければいけない。リフォームが終わってからはこちらに住みます。その間は、志免の方だから、通勤距離として42kmそれぐらいかかるということです。  
6 番 了解しました。それからもう一点。30番星野委員の番号が載っていないが事務局の方にお聞きしたい。
- 議 長 事務局。  
事務局 (渡辺) 蜷城地区は担当地区が分けられていて、片延は椿委員の担当地区になっているので椿委員だけ記載しています。もうひとつ前の審議番号6番については、八重津は、担当地区的には、星野委員の担当地区ですけれども、農業委員の椿委員の名前も記載しているということです。  
6 番 (小島) それぞれの地区で名前が載っている。わかりました。ありがとうございました。  
議 長 他に質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可いたします。  
次に、審議番号8番について担当委員の説明を求めます。7番椿委員。  
7 番 挙手
- 議 長 7番椿委員。  
7 番 (椿委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。申請の理由は、譲受人は、新規就農です。譲渡人は規模縮小、離農ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。  
この件も新規就農面談を行いました。いろいろ話を聞きましたところ、譲受人は、食酢の工場をされている。第1号の工場が筑紫野市にあるということで、この蜷城地区に第2号工場ということで3年前に取得されたそうです。その横の農地になりますが、食酢とは別に玉ねぎのドレッシング等作っていくのに農地が必要であり、玉ねぎを作りたいということで農地を買われるということです。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 8 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手  
 議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。  
 議 長 次に、審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます。7 番椿委員。  
 7 番挙手  
 議 長 7 番椿委員。  
 7 番 (椿委員) 審議番号 9 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。理由としまして、譲受人は規模拡大。譲渡人は離農ということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。  
 議 長 担当委員の説明は終わりました。質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)  
 議 長 なければ、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手  
 議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。  
 次に、審議番号 10 番については、議長が担当委員になっていますので議長を林副会長と交代します。  
 副会長 議長を交代しました。次に、審議番号 10 番について、担当委員の説明を求めます。19 番樋口委員。  
 19 番挙手  
 副会長 19 番樋口委員。  
 19 番 (樋口委員) 審議番号 10 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は、遠方に住んでいることや高齢であるため耕作できないため売買するということです。持ち分は各 6 分の 1 でみんな兄弟の方です。親の分を相続してあるようで、兄弟で所有してありました。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。  
 副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 10 番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)  
 副会長 なければ、審議番号 10 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手  
 副会長 賛成多数と認め、審議番号 10 番は許可といたします。議長を樋口会長に交代します。  
 議 長 議長を交代しました。  
 次に、審議番号 11 番について担当委員の説明を求めます。11 番鳥巢委員。  
 11 番挙手  
 議 長 11 番鳥巢委員。  
 11 番 (鳥巢委員) 審議番号 11 番について説明いたします。  
 譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は、規模拡大。譲渡人は、相手方の要望。譲受人は新規就農。譲受人と連絡を取りながら、一体どうしますかということで聞いたところ、ちゃんと野菜をつくって管理をしますということで、返事を頂いております。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。。よろしくご審議方お願い致します。  
 議 長 審議番号 11 番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)  
 議 長 なければ、審議番号 11 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 1 番は許可といたします。  
次に、審議番号 1 2 番について担当委員の説明を求めます。3 7 番上野推進委員。  
3 7 番挙手

議 長 3 7 番上野推進委員。  
3 7 番 (上野推進委員) 審議番号 1 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人は、相手方の要望。譲渡人は、高齢のため。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 2 番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
なければ、審議番号 1 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 2 番は許可といたします。  
次に、審議番号 1 3 番について担当委員の説明を求めます。3 7 番上野推進委員。  
3 7 番挙手

議 長 3 7 番上野推進委員。  
3 7 番 (上野推進委員) 審議番号 1 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。理由といたしまして、譲受人は規模拡大のため、譲渡人は規模縮小のため。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 3 番について質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
なければ、審議番号 1 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 3 番は許可といたします。  
次に、審議番号 1 4 番について担当委員の説明を求めます。2 番森部委員。  
2 番挙手

議 長 2 番森部委員。  
2 番 (森部委員) 審議番号 1 4 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由につきましては、譲受人は規模拡大。譲渡人は相続したが耕作できないということになっております。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 4 番について質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
なければ、審議番号 1 4 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 4 番は許可といたします。  
次に、審議番号 1 5 番について担当委員の説明を求めます。2 番森部委員。  
2 番挙手

議 長 2 番森部委員。  
2 番 (森部委員) 審議番号 1 5 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由につきましては、譲受人は規模拡大。譲渡人は規模縮小になっております。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 5 番について質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)



なければ、審議番号１５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号１５番は許可といたします。

次に、審議番号１６番について担当委員の説明を求めます。３番井上委員。

３番挙手  
議 長 ３番井上委員。  
３番 （井上委員）審議番号１６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由につきましては、譲受人は自宅に近く利便性があるため。譲渡人は相続したが耕作しないため。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１６番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号１６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号１６番は許可といたします。

次に、審議番号１７番について担当委員の説明を求めます。４番末石委員。

４番挙手  
議 長 ４番末石委員。  
４番 （末石委員）審議番号１７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は、高齢のため。この二人は８０代で夫婦です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１７番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号１７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号１７番は許可といたします。

次に、審議番号１８番について、担当委員の説明を求めます。１６番畑委員。

１６番挙手  
議 長 １６番畑委員。  
１６番 （畑委員）審議番号１８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は、離農ということになっています。規模拡大となっていますが、ほぼ相手方の要望であるようです。譲受人は隣接した農地を所有しており、この契約となっているようです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１８番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号１８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号１８番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

１４時４５分まで休憩します。

１４時３５分休憩  
１５時０５分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。  
 17ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
 事務局挙手  
 議 長 事務局。  
 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。3件ございます。  
 ご審議方よろしくお願いいたします。  
 議 長 事務局の説明は終わりました。  
 それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。  
 17番挙手  
 議 長 17番手嶋委員。  
 17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由につきましては、転用の目的は露天駐車場。転用の理由は、道路拡幅工事により既存宅地の一部が収用されるため駐車場を整備するものです。駐車場2台。農地法の運用につきましては、その他の農地に該当致します。ご審議方よろしくお願いいたします。  
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)  
 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手  
 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。  
 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。  
 14番挙手  
 議 長 14番坂田委員。  
 14番 (坂田委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は社宅1棟14戸及び露天駐車場。転用の理由につきましては、現在、社宅がないため民間アパートを借りているが、莫大な費用を要するため、事業拡大に伴い社宅を建築するものです。参考事項としましては、第一種住居地域、社宅一棟2階建 243.87㎡ 駐車場は34台 社宅用物置敷地(戸別)221.75㎡になります。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当いたします。汚水は下水管が通っているのでそこに流します。雨水は、東側と北側に新たに側溝を設けるのでそちらに流すということです。区会長了承済みです。農地の区分は、第三種農地です。ご審議方よろしくお願いいたします。  
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)  
 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手  
 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。  
 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。  
 14番挙手  
 議 長 14番坂田委員。  
 14番 (坂田委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。転用の理由として、事業拡張により大型重機、資材等の置場が不足するため整備するものです。

参考事項としまして作業機械4台、トラック、クレーン車等が3台、農地法の運用については、その他の農地に該当します。現場を確認したとおりダンプ2台分の砂利がありますので始末書添付になっております。露天資材置場ですので汚水はありません。雨水は自然流下です。北側に新たに側溝をつくって、西側にも側溝がありますので、そちらに流すということです。農地の区分は第2種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

18ページをお開き下さい。次に、議案第5号「農用地利用集積計画（特例事業関係）」について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）事務局議案朗読をもって説明

審議番号1番、2番については、推進機構からの買い入れになります。以上1番から2番までについては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から2番を一括とし質問や意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号1番、2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第5号は承認とし、市長に通知いたします。19ページをお開きください。次に、議案第6号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明。21ページまで9件ございます。

ご審議方よろしくお願い致します。

それでは審議番号1番について説明させていただきます。

申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況と致しまして、農用地区域外農地2筆、第2種農地の申請となっております。本件につきましては、平成29年7月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態になっており、治山事業による構造物設置のため、非農地判断の申請がなされているものです。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明はおわりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

それでは、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （川波）審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載

のとおりです。農地の状況については、農用地区域外、第2種農地となります。本件につきましても、平成29年7月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態になっており、治山事業による構造物設置のため、非農地判断の申請がなされているものです。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明はおわりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。次に、審議番号3番については、議長が担当委員になっていますので議長を林副会長と交代します。

副会長 議長を交代しました。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。

19番樋口委員。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番

(樋口委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人・申請土地については、議案書記載のとおりです。この土地は、私が中学生のころからこの家は建っておりました。現在は空き家になっております。申請人は、昔住んでいた方の息子さんです。ここを片づけるそうです。それでここが農地ということが判明し、非農地の申請を提出されています。以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。議長を樋口会長に交代します。

議 長 議長を交代しました。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。

11番挙手

議 長 11番鳥巢委員。

11番

(鳥巢委員) 審議番号4番について説明します。申請人・申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況としまして、農用地区域内農地であります。平成29年7月九州北部豪雨災害で被災し、復旧が困難ということです。農用地2筆を非農地とすることについては、農業振興課と協議済みです。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 審議番号5番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況については、農用地区域内農地になります。本件につきましては、平成29年7月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態になっており、治山事業による構造物設置のため、非農地判断の申請がなされているものです。なお、農用地5筆を非農地とすることについては、農業振興課と協議済みです。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号５番について、質問や意見はありませんか。  
 （「なし」と呼ぶ者あり）  
 なければ、審議番号５番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号５番は承認といたします。次に、審議番号６番について、事務局  
 の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （川波）審議番号６番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載  
 のとおりです。農地の状況については、農用地区域内農地になります。本件につきましては、  
 平成２９年７月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態になっており、治山事  
 業による構造物設置のため、非農地判断の申請がなされているものです。なお、農用地１筆  
 を非農地とすることについては、農業振興課と協議済みです。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号６番について、質問や意見はありませんか。  
 （「なし」と呼ぶ者あり）  
 なければ、審議番号６番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号６番は承認といたします。次に、審議番号７番について、事務局  
 の説明を求めます。

事務局 （川波）審議番号７番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載  
 のとおりです。農地の状況については、農用地区域内農地になります。本件につきましては、  
 平成２９年７月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態になっており、治山事  
 業による構造物設置のため、非農地判断の申請がなされているものです。なお、農用地１筆  
 を非農地とすることについては、農業振興課と協議済みです。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号７番について、質問や意見はありませんか。  
 （「なし」と呼ぶ者あり）  
 なければ、審議番号７番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号７番は承認といたします。次に、審議番号８番について、事務局  
 の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （川波）審議番号８番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載  
 のとおりです。農地の状況については、農用地区域外の第２種農地になります。平成２９年  
 ７月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態になっており、治山事業による構  
 造物設置のため、非農地判断の申請がなされているものです。農業振興課と協議済みです。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号８番について、質問や意見はありませんか。  
 （「なし」と呼ぶ者あり）  
 なければ、審議番号８番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号８番は承認といたします。次に、審議番号９番について、事務局

の説明を求めます。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

（川波）審議番号９番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況については、農用地区域内の農地３筆。農用地区域外農地１筆につきましては第２種農地になります。平成２９年７月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態になっており、治山事業による構造物設置のため、非農地判断の申請がなされているものです。なお、農用地３筆を非農地とすることについて農業振興課と協議済みです。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号９番について、質問や意見はありませんか。

１０番挙手

議 長  
１０番

１０番長野委員。

（長野委員）非農地の件９項目までありました。非農地判断ということで、雑木の状態にしていくのですか。どのようになるのですか。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

（川波）農林課に尋ねたところ、この事業を受けた土地は保安林になります。後々はこれ以上災害を拡大しないための施設をつくり、山林化していくことを目的としています。その際に保安林としていくために、非農地証明が必要であるということです。そのため非農地判断をしてもらいたいということでした。

１０番  
事務局

（長野委員）保安林ということは、国か県の土地になるのですか。

（川波）そこについては、個人所有ということになります。

１０番  
事務局

（長野委員）木を植えたりしますか。

（川波）今回の事業に関しては、山腹工等をするだけで、植林をするようには聞いておりません。後々山林化していくようになるようです。敢えて植林はしないようです。

議 長  
１０番

山林に戻すようになるので。農地ではありません。

（長野委員）ありがとうございました。

議 長

他に質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号９番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号９番は承認といたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

（会議終了時刻 １５：２５）